

臨時株主総会招集のための基準日設定公告

2023年9月19日

株主各位

東京都杉並区西荻北二丁目1番11号
株式会社三栄建築設計
代表取締役社長 千葉理恵

当社は、2023年10月5日（木曜日）を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、2023年11月上旬開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において議決権を行使することができる株主と定めましたので、公告いたします。

（注）2023年8月16日付「株式会社オープンハウスグループによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」にてお知らせいたしました通り、株式会社オープンハウスグループ（以下「公開買付者」といいます。）による2023年8月17日に開始した当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の成立及び決済の完了後、当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式を除く。）を取得できず、かつ、公開買付者の所有する当社の議決権の合計が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合において、当社株主を当社及び公開買付者のみとするための手続のために開催するものです。本公開買付けが成立しない場合、又は、本公開買付けの成立及び決済の完了後、公開買付者の所有する当社の議決権の合計が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が、本公開買付けに応募しなかった当社の株主（但し、当社及び公開買付者を除きます。）全員に対し、その所有する当社株式の全てを売り渡すことを請求する場合、当社は、本臨時株主総会の開催を行わず、上記の基準日についても利用しない予定です。なお、本臨時株主総会の開催日時及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社
事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

以上